

指定就労継続支援B型事業所 管理者様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害福祉認定給付課長

就労継続支援B型の在宅利用における支給決定の取扱いについて

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、就労系サービスにおける在宅利用の提供については、在宅利用を希望するものであっても、在宅利用による効果が認められると市町村が判断した場合に限って認められているところです。このたび、「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」（令和7年11月28日付障障発1128第1号）」（以下「ガイドライン」という。）において、就労継続支援では、適切なサービス提供を行うために、利用者の状態や訓練等の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援が求められます。本市としては、国において、改めて「ガイドライン」が示されたことから、就労継続支援B型は、通所での利用を原則として、在宅利用は例外的な取り扱いとして、在宅利用の支給決定基準を定め運用をすることにいたしました。

本市の在宅利用の支給決定基準は、下記のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 在宅利用の支給決定基準

就労継続支援B型は、通所での利用を原則としていることから、在宅利用は、例外とした取り扱いとして、通所が困難な重度障害者であり、かつ在宅勤務での就労および、通所による利用を目指す方のうち、就労支援サービスによる支援効果が認められる場合に限り、個別に判断するものとします。そのため、対象者やサービス提供事業者の希望や都合だけをもって提案・実施するものではありません。

【支給決定を検討するにあたり、次の要件を必須とします】

- ・ 重度障害により通所が困難であること（一人で外出が可能な方は、原則通所での利用になります。）
- ・ 在宅勤務による就労を目的としていることもしくは、通所に向けた利用を目的としていること、かつその達成の見込みが認められること。なお、週のうち1日以上は通所によりサービス利用することを原則とすること。
- ・ 一定期間の利用を通じて、就労支援サービスによる支援効果が期待できると認

められること

- ・ 下記に記載の認定期間の設定を理解し、同意していること
- ・ 事業所の要件として、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項通知に記載のある項目等を満たしていること。（下記参照）

【支援効果の判断基準】

以下に該当する場合は、支援効果があると判断するが、実際の支給決定においては、利用希望者の事情等を確認して市が個別に判断する。

- ・ 在宅勤務による就労が内定している、若しくは実習、および希望する具体的な業務内容が決まっており、在宅利用によってシミュレーションや練習ができ、よりよい就労や実習の実現が見込める。
- ・ 事業所における合理的配慮を行ってもなお環境刺激により作業に支障があつて、在宅利用することで落ち着いて効率的に作業を行えることが見込める、かつ環境調整や就労への準備性の向上により6ヵ月以内に通所する日数の増加が見込める。
- ・ 皮膚疾患や骨折等の一時的な事由で中長期的に通所が困難となるが、在宅利用であれば支障なく作業を行えると見込め、かつ状態改善により下に定める【認定期間】内に通所による利用への復帰が見込める。

※詳細は、就労継続支援B型（在宅利用）の具体的な事例を参照すること。

【認定期間】

○在宅利用を一定期間することで就労又は通所が見込まれる者

- ・ 就労継続支援B型 1年間

（在宅勤務による就労が内定している、若しくは実習が決まっており、在宅利用によってシミュレーションや練習ができるもしくは、通所による利用の頻度が増えており、その後日数の増加が見込まれるのであれば、個別の事情をふまえ1年間に限り更新を検討する。）

○精神症状の増悪等で一時的に在宅利用が必要な者

- ・ 就労継続支援B型 1回3か月以内

（更新不可。再度利用するためには3か月以上の期間が必要。）

なお、在宅利用の支援効果を客観的に評価するため、相談支援を利用していること。

※決定期間の例外

重度障害者等（体幹機能障害、筋萎縮性側索硬化症等）により、移動手段が確保できないことを事由に通所が難しい、かつ在宅勤務の就労をめざし、在宅利用によってシミュレーションや練習ができる場合は、サービスの支給決定期間の決定ができる。

- ・ 就労移行支援、就労継続支援A型 サービスの支給決定期間

※就労移行支援は、利用期間に上限があること、また就労継続支援A型は、雇用

契約に基づき就労可能な方が利用対象者となっていることから、サービスの支給決定期間を在宅利用の認定期間とする。これまでの取り扱いと変更はありません。

【支給量】

1カ月の支給量は、在宅利用と通所を合算して当該月-8日を超えないものとする。また、他の通所系サービスを併用する場合は、障害福祉サービス支給決定ガイドラインのとおり25日を上限とする。

【定員に対する在宅利用の割合】

国のガイドラインにおいて、改めて原則対面での支援であることが示されたことを踏まえ、在宅利用を中心に事業運営をすることは適切ではなく、在宅利用の支給決定者数は、定員の5割を超えないものとする。定員の5割の範囲内で在宅利用の支給決定を行うため、通所への移行を積極的に進めること。なお、在宅利用の人数は、本市以外の利用者を含めるものとする。

2 適用開始日 令和8年7月1日（水）

3 提出書類

・在宅利用の申出に必要な書類

申請者：就労継続支援（B型）における在宅利用のための申立書（申請者記入）

事業者：在宅利用の支援効果に関するチェックシート（事業者記入）

・在宅利用の実績報告

事業者：在宅利用の実績報告書（様式在-1）

支援を行った月の翌月15日までに電子申請で提出をすること。

※電子申請は、令和8年8月1日公開予定。

令和8年7月サービス提供分から報告開始（提出期限：令和8年8月15日）

4 経過措置

令和8年6月30日現在で在宅利用の決定を受けている者で、1年以内に通所でのサービス利用に移行が見込まれる場合は、次回に限り更新をすることができる。

【事業所の要件】

○運営規程に在宅で実施する訓練及び支援内容を記載していること。

ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。

そのうち、作業開始時における開始時間と作業内容の確認、作業終了時における終了

時間と成果内容の確認は必ず行い支援記録を作成すること。今後、本市から依頼があった場合に提出ができるように備えること。

- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。訓練目標、取組内容、訓練目標に対する達成度、課題、今後における課題の改善方針、健康面・体調面での留意事項、在宅就労継続の妥当性を記載した評価シートを作成すること。今後、本市から依頼があった場合に提出ができるように備えること。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。
- ク 支援を行った月の翌月15日までに、「在宅就労支援対象者リスト（様式在-1）」（作成中）により、月ごとに対象者を一覧にまとめ、障害福祉認定給付課へ郵送等にて提出すること。
- ケ 上記以外についても、就労系サービスにおける厚生労働省からの留意事項通知等の内容を確認し、その取扱いを遵守すること。

【留意事項】

- ア 本取扱いの対象者は、東大阪市で支給決定を受けている利用者に限る。そのため、東大阪市への提出書類についても、東大阪市の利用者についてのみ記載すること。
- イ 作成した記録の保存期間は、サービスを提供した日から5年間とする。
- ウ 在宅利用については、報酬算定上、通常に通所による支援と考え方は同じであり、在宅就労時に別の障害福祉サービスを同時に受けることは出来ない。
- エ 在宅就労と通所を組み合わせることも可能であるが、その日の利用者の体調や事業所の都合等により、自由に変更するものではなく、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に利用すること。
- オ 利用者の状況や訓練等の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援が求められていることから、アセスメント等において在宅利用の適否を慎重に判断すること。
- カ 在宅利用の支援内容を確認するため、市から【事業所の要件】の支援記録や評価シートの提出依頼があった場合には提出をすること。

【支給決定の流れ】

- ① 利用希望者が事業所に在宅利用受け入れが可能か相談する。

↓

- ② 事業所は、利用希望者の在宅利用の必要性についてアセスメントする。
- ↓
- ③ 事業所は、本通知を理解したうえで、アセスメント結果を踏まえて、在宅利用の支援効果に関するチェックシート（事業者記入）（以下「チェックシート」という。）を作成する。利用希望者は、本通知を理解したうえで、就労継続支援（B型）における在宅利用のための申立書（申請者記入）（以下「申立書」という。）を作成する。
- ↓
- ④ 利用希望者もしくは事業所は、事業所のアセスメント後に市に申立書及びチェックシートを添付の上、支給申請する。（必要に応じて市が申立書に関する事項や在宅利用の必要性に関するアセスメント結果及び支援方針をお聞きする場合があります。）
- ↓
- ⑤ 市は、上記③の申立書、チェックシート及び上記④を基に、利用希望者が上記在宅利用の対象者像にあてはまるか否かを判断する。
- ↓
- ⑥ 市は、受給者証の発行に際して支給決定内容欄に「在宅利用」の旨を付記する。
- ↓
- ⑦ 事業所は、受給者証が「在宅利用」となっていることを確認してから在宅利用のサービスを提供する。

【参考】

「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて（令和7年11月28日付障障発1128第1号）」から抜粋

e. 在宅支援の適切性

就労継続支援では、適切なサービス提供を行うために、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められるが、例えば、重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市区町村が判断した場合に、在宅支援が認められている。

在宅支援と称して、前記 d. に記載したような、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されているため、提供される生産活動の内容や緊急時対応の具体的な実施方法・（事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できるか）等、在宅支援の要件を満たした運営が実施できる事業計画になっているに加え、運営規程において、在宅での訓練内容及び支援内容が明記されているか確認し、留意事項通知及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 8」（令和7年3月31日）に照らして、適切な内容となっているか確認すること。

d. 生産活動の適切性

事業所は、生産活動その他の活動の機会を提供する必要があるが、生産活動と称して、e スポーツや、植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当するような活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている不適切な事例が散見されているため、事業計画書等の審査の際には、適切な生産活動の機会の提供になっているか、以下の観点及び2（2）イ（イ）の根拠情報等を踏まえて詳細を確認すること。

- ・具体的な生産活動の場面があるか
- ・当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか
- ・それにより安定した生産活動収入を得ることができるか
- ・地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人が あるか
- ・生産活動の収益が適当か（収入が支出と合っているか）
- ・業務委託費が妥当か（取引価格や単価が過大又は過小に設定されていないか）

問い合わせ先

東大阪市福祉部障害者支援室

障害福祉認定給付課

電 話：06-4309-3184（直通）

F A X：06-4309-3813